



三重県公報

令和8年3月6日 (金)

第 699 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
147	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
148	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	4
149	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	4
150	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(同)	5
151	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	5
152	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	5
153	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	6
公 告			
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農地調整課)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	7
	同件	(同)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	8
	落札者を決定した旨	(大気・水環境課)	11
	同件	(保健環境研究所)	11

告 示

三重県告示第 147 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表第 3 号の項（B）の欄を次のように改める。

三重県救急医療情報システムに参加する医療機関の応需体制を確保することにより、地域住民に対する救急医療情報提供体制の充実を図る。

別表 1(3)の表に次のように加える。

52	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業補助金	病院救急車を活用し、高次の医療機関からの転院搬送を促進するとともに、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図る。	第二次救急医療機関における病院救急車で転院搬送を行う事業に要する経費	別に定める。	病院の開設者
53	施設整備促進・分娩取扱施設等経営強化緊急支援事業費補助金	経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等を支援することにより、地域医療提供体制の充実を図る。	医療施設等の施設整備等に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 1(4)の表に次のように加える。

30	入退院支援の充実と連携体制構築事業費補助金	入退院支援の充実と在宅医療に関わる医療・介護関係者の連携体制の構築の深化を図る。	入院医療機関と在宅医療・介護関係者の連携に関する検討会議の開催、入退院支援の手引き等の作成、及び入退院支援に関する研修に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-----------------------	--	---	--------	--------

別表 1(5)の表第 6 号の項（C）の欄を次のように改める。

- 1 対面相談事業に要する経費
- 2 電話・SNS相談事業に要する経費
- 3 人材養成事業に要する経費
- 4 普及啓発事業に要する経費
- 5 自死遺族支援機能構築事業に要する経費
- 6 計画策定実態調査事業に要する経費
- 7 若年層対策事業に要する経費
- 8 SNS地域連携包括支援事業に要する経費
- 9 深夜電話相談強化事業に要する経費
- 10 自殺未遂者支援事業に要する経費
- 11 ゲートキーパー養成事業に要する経費
- 12 災害時自殺対策継続支援事業に要する経費
- 13 自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費

14	災害時自殺対策事業に要する経費
15	ハイリスク地対策事業に要する経費
16	自殺未遂者に対する地域における包括支援モデル事業に要する経費
17	こども・若者の自殺危機対応チーム事業に要する経費
18	地域特性重点特化事業に要する経費

別表1(9)の表第19号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

無医地区等における住民の医療の確保を図るとともに、医療施設の耐震化促進、災害派遣医療チームの防災訓練等への参加及び被災地における活動の支援等を図る。	1	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な経費
	2	へき地診療所の運営に必要な経費
	3	医療施設の耐震診断に必要な請負費
	4	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な経費
	5	被災地に出動したDMAT等の活動に必要な経費
	6	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進に必要な経費

別表1(9)の表第38号の項を削り、同表に次のように加える。

38	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金	病院、診療所等における業務を効率的に行う環境の整備を支援することで、業務の生産性の向上及び職員の処遇改善を図る。	業務の効率化及び職員の処遇改善に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------------	--	-----------------------	--------	--------

別表2の表中、

52	へき地オンライン診療体制整備事業補助金			
53	子育て医師等復帰支援事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円 (民間団体にあつては 30 万円) 以上の機械及び器具
54	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業費補助金			—
55	医師少数区域経験認定医師支援事業補助金			—
56	薬剤師確保・資質向上事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
57	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
58	三重県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間		補助事業により取得した車両及び附属する設備、診療に必要な器具・器材

を

52	へき地オンライン診療体制整備事業補助金
----	---------------------

53	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金		
54	子育て医師等復帰支援事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具
55	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業費補助金		—
56	薬剤師確保・資質向上事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
57	三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
58	三重県災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	補助事業により取得した車両及び附属する設備、診療に必要な器具・器材
59	施設整備促進・分娩取扱施設等経営強化緊急支援事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 148 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8	片岡 武史	肢体不自由
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター 菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75	桑山 聡志	視覚障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	高橋 秀昂	呼吸器機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	三木 寛登	呼吸器機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	柴田 博史	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	森 純直	視覚障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	宇佐美 勇輔	視覚障害

三重県告示第 149 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
---------	-----	------

医療法人財団青木会 大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132	二宮 信夫
医療法人財団青木会 大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132	篠邊 龍一郎
医療法人財団青木会 大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132	山本 雅史
医療法人財団青木会 大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132	鈴木 省三

三重県告示第 150 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しました。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	取消年月日	サービスの種類
2410300962	なごみ農場	鈴鹿市深溝町 3641 番地	特定非営利活動法人なごみ	令和 8 年 2 月 28 日	就労継続支援 B 型

三重県告示第 151 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(8)の表を別表 1(9)の表とし、別表 1(7)の表の次に次の一表を加える。

(8) 廃棄物対策課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助率又は補助額	(E) 補助対象者
1	不法投棄等防止のための地域づくり支援事業負担金	地域住民及び地元自治体等と連携し、不法投棄等防止の啓発活動及び不法投棄等された産業廃棄物等の撤去をすることで、さらなる生活環境等の悪化を防止し、地域全体で不法投棄等をさせない地域づくりを進める。	廃棄物撤去等による不法投棄等防止対策の促進等に要する経費	別に定める。	三重県不法投棄等防止のための地域づくり協議会

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境生活部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 152 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
三戸 18	北牟婁郡紀北町島原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三戸 19	北牟婁郡紀北町島原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
島地 8	北牟婁郡紀北町島原（詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

島地 9	北牟婁郡紀北町島原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志子奥 6	北牟婁郡紀北町島原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井戸ノ谷 1	北牟婁郡紀北町東長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
加田 3	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山居 5	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古里 11	北牟婁郡紀北町古里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古里 12	北牟婁郡紀北町古里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古里 13	北牟婁郡紀北町古里 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田山 6	北牟婁郡紀北町東長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
加田 4	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東長島 4-2	北牟婁郡紀北町東長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長島	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
カヤノ 1	北牟婁郡紀北町島原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
尾山川-3	北牟婁郡紀北町東長島 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大向井 6	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 153 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
長島	北牟婁郡紀北町長島 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

ら農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請がありましたので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 38 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
南牟婁郡御浜町大字下市木字平 3847 番	ため池	112
南牟婁郡御浜町大字下市木字平 3848 番	田	753

2 申請に係る農地の利用の現況

対象農地については、これまで、利用権が設定され、中間管理事業により担い手が所有者の生存中の契約により耕作してきたが、契約期間が満了となった。現在、引き続き耕作が可能な状態である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人三重県農林水産支援センターから借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)	支払の方法
令和 8 年 6 月 26 日	5 か年	50,000 円	農地を利用する権利の始期までに津地方法務局熊野支局に補償金を供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日

(2) 提出先

三重県熊野農林事務所農政室地域農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 2 月 16 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

南牟婁郡御浜町大字下市木、同郡紀宝町井田及び同町神内

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 2 月 24 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 3 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (3 級基準点測量)

2 作業地域

度会郡大紀町野原

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和8年3月6日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年 2月16日	員弁郡東員町大字穴太字萱場 1640-2 の一部ほか1筆	員弁郡東員町大字穴太 1640 三林 鞠奈
令和8年 2月25日	多気郡明和町大字明星字前 3584-1 ほか1筆	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年3月6日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

パソコン 1,500 台

サブモニター 100 台

パソコンバッグ 950 個

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和9年3月26日（金）

(4) 納入場所

三重県本庁舎及び地域庁舎等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年3月18日(水)15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
 - (5) 納入しようとする物品が調達説明書(仕様書)に示す仕様と適合することを証明する書類(「機能及び定価証明書」)(様式1-1、1-2、1-3)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課総務班 担当 宮崎
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 松井
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和8年4月16日(木)まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
 - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年3月30日(月)17時までに本システム上で通知を行います。
 - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年3月30日(月)17時までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年4月16日(木)15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和8年4月16日(木)15時
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県総務部総務課総務班
案件名 令和8年度職員一人一台パソコンの調達
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和8年4月16日(木)16時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:
 Personal computer: 1,500 units
 Display: 100 units
 Computer bag: 950 units
- (2) Bid Submission Deadline:
 (Electronic submission via the internet)
 Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 16, 2026.
 (Submission by registered mail)
 Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, April 16, 2026.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
 The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Thursday, April 16, 2026.
- (4) Managing Authority:
 Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
 Mie Prefecture
 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
 TEL:059-224-3363

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月6日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年2月18日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市寿町18番15号
グリーンブルー株式会社三重営業所 取締役所長 酒井 敬 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 158,040,000 円
契約金額 173,844,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和7年12月19日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年3月6日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,563,000 kWh |
| 2 | 担当部局 | 三重県四日市市桜町3684-11
三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和8年2月24日 |
| 4 | 落札者 | 岐阜県多治見市下沢町3-35-1
株式会社エネファント 代表取締役 磯崎 顕三 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 38,358,408 円（税込） |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和8年1月9日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
